

日 銀 業 第 1 0 号
2 0 2 2 年 1 月 2 5 日

国債振替決済制度参加者
国債振替決済制度間接参加者 御中
国債振替決済制度外国間接参加者

日 本 銀 行 業 務 局

「国債振替決済制度に関する規則」の一部改正等に関する件

標記規程（平成15年1月9日付日銀業第4号別紙2）第41条に基づき参加者から日本銀行に提出していただく「国債振替決済元利金配分額内訳報告表」（標記規程第16号書式）について、押印を不要とした^(注)ことに伴い、標記規程の一部を別紙1のとおり改正し、本日から実施するとともに、別紙2のとおり経過措置を講ずることとしましたので、通知します。

(注) 「国債振替決済元利金配分額内訳報告表」の押印の不要化については、「国債振替決済制度に関する規則」第41条に定める報告書類の押印の不要化および提出方法の変更（電子メールによる提出）について」（2021年5月20日付日銀業第246号）により、国債振替決済制度の参加者に対してご連絡しております。

以 上

「国債振替決済制度に関する規則」中一部改正

- 第十六号書式を次のとおり改める（全面改正）。

国債振替決済元利金配分額内訳報告表

(日付) _____

日 本 銀 行 御 中

(参加者)

振替参加者コード				
----------	--	--	--	--

(月支払分)

1. 利付国債及び分離利息振替国債

(単位 円)

摘 要		利子額	所得税額
利 付 国 債	自己口Ⅰ・自己口Ⅱ	A=B+C	
	居住者・内国法人分	B	
	非居住者・外国法人分	C	
	自己口Ⅲ・自己口Ⅳ	D=E+F	
	居住者・内国法人分	E	
	非居住者・外国法人分	F	
	預り口	G	
	調整額	H	
合計		I=A+D+G+H	
分 離 利 息 振 替 国 債	自己口Ⅰ・自己口Ⅱ	J	
	自己口Ⅲ・自己口Ⅳ	K	
	うち 内国法人分	L	
	預り口	M	
	合計	N=J+K+M	
物価連動国債の元本増加額		O	
合計		P=I+N+O	

2. 割引国債及び分離元本振替国債

(単位 円)

摘 要	償還額	所得税額
自己口Ⅲ・自己口Ⅳ		
うち 内国法人分		

- (備考)
1. 支払月の翌月10日までに提出する。
 2. この書式における内訳区分は、参加者口座の内訳区分を示す。
 3. この書式において、「利付国債」の「利子額」には物価連動国債の元本増加額を含まないものとし、「所得税額」には復興特別所得税額を含むものとする。
 4. 「利子額」及び「償還額」は税込額(税額を含めた額をいう。以下同じ。)とし、間接参加者又は外国間接参加者に対する支払額も含める。
 5. 「利付国債合計」欄の「利子額」は、日本銀行から配分を受けた利付国債の利子額(税込額)と一致させる。この場合において、日本銀行から配分を受けた利子額(税込額)と顧客等への支払額(税込額)とが異なるときは、その差額を「調整額」欄に記入する。
 6. 「分離利息振込国債合計」欄の「利子額」は、日本銀行から配分を受けた分離利息振込国債の利子額(税込額)と一致させる。
 7. 「物価連動国債の元本増加額」欄の金額は、日本銀行から配分を受けた物価連動国債の元本増加額と一致させる。
なお、物価連動国債の利子額は、「利付国債」の「利子額」に計上する。
 8. 「合計」欄の「所得税額」は、日本銀行が源泉徴収を行った利付国債及び分離利息振込国債の利子に係る所得税額の合計額と一致させる。
 9. 第24条の規定により所得税額の補正に伴う精算が行われた場合には、「所得税額」には、その補正後の所得税額を記入する。

経過措置

- 「国債振替決済元利金配分額内訳報告表」（「国債振替決済制度に関する規則」第十六号書式）の改正前の書式については、支払月を2022年1月から同年7月までの月とする「国債振替決済元利金配分額内訳報告表」を提出する場合に限り、これを使用することができる。ただし、押印欄への印の押なつまたは署名は要しないものとする。